

学校いじめ防止基本方針

古河市立仁連小学校
令和6年5月1日改訂

1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つける重大な人権侵害行為である。本校では、すべての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という認識を児童及び教職員がもち、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者、関係機関と連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

2 いじめ防止に向き合う教師の姿

- (1) 児童に寄り添い、一緒に活動する教師
- (2) 児童の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- (3) 常に児童の身になって考えようとする教師
- (4) 児童の努力を認め、励ましのことばをかける教師
- (5) 日頃から人権を尊重したことば遣いに心がける教師
- (6) 宿題や日記帳の提出物にいち早く目を通し、あたたかいことばを添える教師

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

- ① 学校におけるいじめの未然防止に向けた取り組み
 - (ア) 「いじめはどの学校・どの児童にも起こりうること」という基本認識に立ち、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」児童の育成に学校全体で取り組む。
 - (イ) 一人一人が認められ、相手を思いやる支持的な学級づくりに取り組むと共に分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感を味わわせる。
 - (ウ) 道徳教育及びボランティア活動等、体験活動の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。
 - (エ) 「なかよし集会」等、児童自身がいじめ防止に対して、自主的に取り組めるよう、児童会活動を支援する。
 - (オ) いじめ防止に関する理解を深めるために、日頃から人権教育を推進し、人権作文、人権標語等を活用した人権集会を実施する。

② いじめの早期発見の措置

(ア) いじめ調査の定期的な実施

いじめを早期に発見するために、児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ 児童対象にいじめを含む学校や家庭生活での悩み事についてのアンケート調査（原則として1ヶ月に1回）
- ・ 教育相談での児童からの聞き取り調査（学期に1回）
- ・ SOS相談窓口としてGoogle クラウドを活用した支援体制の構築（常時相談・即時対応が可能）

(イ) いじめ相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置等、相談体制を整備する。

(ウ) いじめ防止等のための研修の充実

いじめの防止等の対策に関する研修やいじめ防止を含めた人権ミニ研修（月1回）を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

(エ) 情報共有の充実

毎週実施する職員集会において配慮を要する児童の情報交換を行う。要観察児童の様子や些細な変化等を報告し合う。早期の対策を協議し、よりよい対応の仕方について共通理解と共通実践を図る。

③ インターネットや携帯電話、スマートフォン等、SNS等でのいじめに対する情報モラル教育の充実

(ア) 児童に、ICT機器を使った授業や学級活動でSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やインターネットの掲示板の利用の仕方等を指導し、情報モラルの向上を図る。

(イ) 保護者に対し、生徒指導日より「スクラム」をとおして、SNSやインターネットの掲示板の利用に関する啓発・情報提供に努め、家庭でも情報モラルの向上を図れるようにする。

(2) いじめ防止に関する措置

① いじめ防止に向けた組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を効果的に行うために「いじめ問題対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

（その他、校長の判断により、必要に応じて、人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者、PTA本部役員、学校運営協議会委員に報告・相談することができる。）

〈活 動〉

ア いじめ防止に関する体制整備及び取り組みに関すること。

イ いじめの早期発見に関すること。

(アンケート調査、Google クラスルームの活用、教育相談等)

ウ いじめ事案(受けた者・行った者)への対応に関すること。

エ 関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。

オ その他のいじめ防止に係わること。

〈開催〉

学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係わる相談を受けたり、いじめに当たる行為の疑いが発覚したりした場合は、いじめられている児童や保護者の立場に立って、速やかに詳細な事実確認を行う。いじめた側、いじめを受けた側、傍観的立場の児童等、当該事案に対するそれぞれの認識の相違を明らかにし、それぞれが納得できる事実確認に努める。
- ② 学級担任が一人で抱え込むことがないように、「いじめ問題対策委員会」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。〈報告、連絡、相談、確認の徹底〉
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受ける権利を保障するために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図り、必要に応じて、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- ⑤ いじめた児童に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。
- ⑥ 指導後に再発しないよう、いじめた児童に対しては、その行為に至った理由や考えられるストレスを排除するなど十分なカウンセリングや教育的支援を行う。
- ⑦ いじめの内容が触法する場合には、古河市教育委員会及び古河警察署等と連携し、迅速かつ適切に対処する。

(4) 重大事態発生時の対処

児童が自殺を考えたり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いや相当の期間(年間30日程度)学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、古河市教育委員会に速やかに報告する。
- ② いじめ防止対策推進法第28条第1項により、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 教育委員会との協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して学校として説明責任があることを十分に自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供す

る。その際、個人情報の保護に関する法令等を十分に踏まえる。

- 「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照